

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- ・当町の営農再開は「大熊町営農再開ビジョン」で特定復興再生拠点区域までの対応を策定しているもの、特定帰還居住区域をはじめ帰還困難区域については方針建てをしていないため、今後の町内営農の長期的発展のため、除染作業の進捗状況や今後の避難指示解除の方向性を考慮しながら、環境循環型営農に向けた営農再開ビジョンのリバイスによる今後の営農方針及び施策の検討を進めていく。
- ・令和4年度より大川原地区での営農が再開し、令和5年度末時点で約40haの耕作面積となり、今後も増加の見通しがなっている。
- ・先行して解除となった野上中屋敷地区及び特定復興再生拠点区域については、令和7年度以降の営農再開に向けて営農者と農地所有者とのマッチング作業を行っており、補助事業等を活用しながら農業振興を進めしていく。
- ・当町における農業の基本的な方針としては、放射性物質対策並びに環境循環を主軸とした持続可能な農業をテーマに新たな農業の在り方を模索・検討することとしている。国内の消費動向を展望した栽培品目の選択など、所得の向上を目指すことは勿論のこと、ICT等の先端技術導入による作業の省力化や大規模化、放射性物質の見える化対策を通じて、安全・安心な農産物生産と安定的な農業経営を目指していく。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- ・帰町人口が少なく、営農再開意向者も少ない状況となっており、農業従事者の確保が困難な中で、必然的に少人数で大面積を営農することが町内農地を守り続けるという意味でも大きな課題となっている。その中で、高生産性及び低コスト生産が見込まれる地域については、地域計画の策定と合わせ、大規模かつ効率的な農業の実現に向けた農地集積の推進を検討していく。
- ・水田を中心とする安定的な営農のためには、農業用水の安定供給が必須であることから国交付金等（加速化交付金等）を活用し、農業用水利施設の保全及び再生を行う。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針(農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針)

- ・避難先からすぐに帰還しない農家の農地については、県補助金（営農再開支援事業）のメニュー項目である管理耕作を活用しながら、特定農作業受委託契約による耕作面積の確保を推奨している。管理耕作が活用できる場合は特定農作業受委託契約を、活用できない場合は農地法第3条による農地の賃貸借契約により、耕作面積の確保を図る。
- ・円滑な農地マッチング及び集積された土地の確保については、町が実施した営農アンケートの結果をもとに、説明会を開催し理解醸成に努めている。また、国及び県の研究機関との連携を図り、農地ごとの土壤の特性農地特性を事前に把握することによって、参入農家の要望に応じた農地を充当できるようにし、地権者及び耕作者双方にメリットが享受されるよう体制を構築している。
- ・福島復興特措法のある令和12年までは上記の対応を基準とするが、復興予算の対象や水準が漸減することを想定し、新たな復興対策の要望を行うとともに、農地が保全され続けるための柔軟な諸制度・施策対応を並行して検討していく。

② 農地の利用の方針(住宅地等の移転跡地の農業利用を含む)

- ・参入農業者等の意図を汲み取り、栽培品目や手法など個々の営農形態に適した農地の利活用を推進する。
- ・農地については、可能な限り農業に資する利用を行っていくこととする。ただし、必要に応じて農業用途外とすることを妨げず、柔軟性を持たせることとする。
- ・登記地目が農用地外の場合、農地除染（表土剥ぎ取りや地力回復剤の施用等を盛り込んだ除染）が行われていない場合があるため、関係機関と協議し慎重に対応を行う。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

(注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。

(2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスターplan及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道県の知事の意見(法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等(共同作成を除く。))

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式 1)

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面 積				事業主体	施 行予 定年 度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					うち農地面積	うち農振地域面積	うち農用地区域面積					
B-1	大川原地区	その他施設の整備に関する事業	太陽光発電施設	3.2ha	3.1ha	3.1ha	3.1ha	大熊町	26年度～27年度	—	非線引き都市計画区域の用途地域外	
B-2	大川原地区	その他施設の整備に関する事業	避難所及び事業所用地	0.9ha	0.9ha	0.9ha	0.9ha	(株)東京エネシス	27年度～28年度	—	非線引き都市計画区域の用途地域外	
B-3	大川原地区	その他施設の整備に関する事業	避難所及び事業所用地	1.5ha	1.5ha	1.5ha	0.8ha	東京パワーテクノロジー(株)	27年度～28年度	—	非線引き都市計画区域の用途地域外	
B-4	大川原地区	その他施設の整備に関する事業	太陽光発電施設	15.6ha	15.4ha	15.4ha	15.4ha	大熊エネルギー合同会社	27年度～28年度	—	非線引き都市計画区域の用途地域外	
A-1	大川原地区 I 工区 II 工区	都市施設の整備に関する事業	大川原地区復興拠点用地	18.3ha 17.7ha 0.6ha	10.3ha (0.6ha) 10.3ha — (0.6ha)	10.3ha (0.6ha) 10.3ha — (0.6ha)	10.3ha (0.6ha) 10.3ha — (0.6ha)	大熊町	28年度～令和3年度	264人 (132世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外 移転元：町外避難者 いわき市:4614人(1,976世帯) 会津若松市:1,096人(491世帯) 郡山市:1,058人(513世帯) その他:3,892人(1,885世帯)	
C-1	夫沢地区	その他施設の整備に関する事業	リサイクルセンター施設	8.2ha	7.3ha	7.3ha	7.3ha	株式会社相双スマートエコカンパニー	30年度～元年度	—	非線引き都市計画区域の用途地域外	

A-2	下野上地区	都市施設の整備に関する事業	下野上地区復興拠点用地	43. 1ha	0. 1ha (20. 6ha)	— (20. 5ha)	— (17. 8ha)	大熊町	令和2年度～令和8年度	2600人 (1300世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元：町外避難者 いわき市:4638人(1,974世帯) 会津若松市:670人(298世帯) 郡山市:1,073人(494世帯) その他:3,933人(1,942世帯)
	I 工区			42. 1ha	0. 1ha (20. 2ha)	— (20. 2ha)	— (17. 5ha)					
	II 工区			0. 2ha	— (0. 2ha)	— (0. 2ha)	— (0. 2ha)					
	III 工区			0. 8ha	— (0. 2ha)	— (0. 1ha)	— (0. 1ha)					
A-3	大川原地区	その他施設の整備に関する事業	西工業団地	21. 2ha	1. 5ha	1. 5ha	—	大熊町	令和3年度～令和6年度	—	工業専用地域	
A-5	西大和久地区	都市施設の整備に関する事業	西大和久地区復興拠点用地	22. 9ha	15. 9ha	15. 9ha	4. 9ha	大熊町	令和7年度～令和12年度	—	準工業地域 (15. 1ha)	
計				112. 0ha 134. 9ha	40. 1ha 56. 0ha (21. 2ha)	40. 0ha 55. 9ha (21. 1ha)	37. 8ha 42. 7ha (18. 4ha)			—		

注) ()については、土地利用方針の農林水産大臣同意後に都市計画事業の認可を受け、「農地転用の許可不要」となったもの

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているもの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（I、II、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転

跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：大川原地区 B-1 地区大熊町復興拠点整備事業(太陽光発電用地確保事業)

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
圃場整備 事業位置 図 B-1地区	団体営圃 場整備事 業	道平地区	大熊町土 地改良区	23.6ha	S55～ 58	3.1ha	完了	補助
								現在の大熊町は中屋敷地区が避難指示解除準備区域、 大川原地区が居住制限区域、その他町内の大部分が帰還 困難区域に設定されており、当該事業受益地以外に必要 な面積を確保出来る土地が無い状況にある。 当該地を、太陽光発電事業により事業区域から除外す ることについては、大熊町土地改良区及び大熊町農業委 員会と調整済である。 また、用水路を廃止することによる影響が及ぶ農地に は、原因者が付け替えを行い機能維持することで大熊町 土地改良区と調整済である。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
雨水排水は、地区外の農業用排水路を経由して2級河川大川原川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。農業用排水路の使用については、 大熊町土地改良区と調整済である。農地として残されるエリアについては影響が生じないよう現状のまま確保する。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。								

2 調整措置概要

地区名：大川原地区 B-2 地区大熊町復興拠点整備事業(廃炉関連企業事務所及び避難所機能設置事業 1)

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
圃場整備 事業位置 図 B-2地区	—	—	—	—	—	—	—	—
該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
雨水排水は、地区外の農業用排水路を経由して 2 級河川大川原川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。農業用排水路の使用については、大熊町土地改良区と調整済である。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。								

2 調整措置概要

地区名：大川原地区 B-3 地区大熊町復興拠点整備事業(廃炉関連企業事務所及び避難所機能設置事業 2)

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
圃場整備 事業位置 図 B-3地区	—	—	—	—	—	—	—	—
該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
雨水排水は、地区外の農業用排水路を経由して 2 級河川大川原川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。農業用排水路の使用については、大熊町土地改良区と調整済である。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。								

2 調整措置概要

地区名：大川原地区 B-4 地区大熊町復興拠点整備事業(太陽光発電施設整備事業)

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
圃場整備 事業位置 図 B-4地区	団体営圃 場整備事 業	道平地区	大熊町土 地改良区	23.6ha	S55～ 58	13.1ha	完了	補助
圃場整備 事業位置 図 B-4地区	県営圃場 整備事業 I工区	熊川地区	福島県	81.3ha	S51～ 61	2.3ha	完了	補助
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
雨水排水は、地区外の農業用排水路を経由して2級河川大川原川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。農業用排水路の使用については、大熊町土地改良区と調整済である。農地として残されるエリアについては影響が生じないよう現状のまま確保する。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。								

2 調整措置概要

地区名：大川原地区 A-1 地区大熊町復興拠点整備事業(大川原地区復興拠点整備事業)

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
圃場整備 事業位置 図 A-1地区	団体営圃 場整備事 業	大川原地区	大熊町土 地改良区	89.8ha	S48～ 52	10.9ha	完了	補助
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
生活排水は合併浄化槽での処理後、雨水とともに調整池を経由し2級河川熊川に放流される。調整池までの経路については排水管を新設し、周辺農地に支障を来すことがないよう整備する。なお、農地として残されるエリアについては、農業用排水路の切り回し処置や日照の確保など、営農再開に向けた配慮を徹底する。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。								

2 調整措置概要

地区名：夫沢地区 C-1 地区リサイクルセンター施設整備事業

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
圃場整備 事業位置 図 C-1地区	県営圃場 整備事業 2工区	大熊地区	福島県	181.1ha	S48～ 57	7.3ha	完了	補助
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
生活排水は事業区域内に合併浄化槽を設置し処理を施した後、雨水も含め既存又は新設する排水路を活用し2級河川夫沢川に放流される計画であり、周辺農地に影響を及ぼすことはない。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。								

2 調整措置概要

地区名：下野上地区 A-2 地区大熊町復興拠点整備事業(下野上地区復興拠点整備事業)

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
圃場整備 事業位置 図 A-2地区	県営圃場 整備事業 1工区	大熊地区	福島県	129.7ha	S48～ 57	0.3ha	完了	補助
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
当該エリアの生活排水については既存処理施設で処理し2級河川熊川に放流される計画である。また、エリア内の農業用排水路については既存水路の機能を確保し、I～III工区全体について周辺農地での営農再開に支障がないよう調整済みである。既存水路を撤去せざるを得ない箇所については拡幅し、外側に付け替え支障が無いよう調整済みである。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。								

2 調整措置概要

地区名：大川原地区 A-3 地区大熊町工業団地整備事業（大川原地区西工業団地）

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
圃場整備 事業位置 図 A-3地区	—	—	—	—	—	—	—	—
						該当なし		
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
雨水排水は、調整池を設置し一時貯留のうえ、地区外の農業用排水路を経由して2級河川大川原川および2級河川熊川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。農業用排水路の使用については、大熊町土地改良区と調整済である。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。								

2 調整措置概要

地区名：大川原地区 A-3 地区大熊町工業団地整備事業（大川原地区西工業団地）

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
圃場整備 事業位置 図 A-3地区	—	—	—	—	—	—	—	—
						該当なし		
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
雨水排水は、調整池を設置し一時貯留のうえ、地区外の農業用排水路を経由して2級河川大川原川および2級河川熊川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。農業用排水路の使用については、大熊町土地改良区と調整済である。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。								

2 調整措置概要

地区名：西大和久地区 A-5 地区大熊町復興拠点整備事業（西大和久地区復興拠点事業）

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
圃場整備 事業位置 図 A-5地区	—	—	—	—	—	—	—	—
該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
雨水排水の大部分については、地区内に調整池を設置し一時貯留のうえ、排水施設、農業用ため池を経由して2級河川小入野川に放流する計画である。また、雨水排水の一部については、雨水排水管を整備し、2級河川熊川に放流する計画のため、周辺農地での営農に支障は生じない。地区内で発生する汚水については、計画道路内に污水管路を新設し、既設污水管へ接続するため、周辺農地への影響は生じない。なお、農地として残されるエリアについては、農業用排水路の切り回し処置や日照の確保など、営農再開に向けた配慮を徹底する。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。								